

令和7年度台湾旅行会社招請ファミツアー及び商談会開催事業委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度台湾旅行会社招請ファミツアー及び商談会開催事業

2 実施主体

岡山県

3 目的

インバウンドが堅調に回復し、訪日リピーター層を中心として地方への関心が高まりつつある中、岡山県（以下「本県」という。）が重点市場の一つとして位置付ける台湾からの誘客を促進するため、台湾現地旅行会社を招請して視察ツアーや、県内観光事業者との商談会を実施することにより、県内各地の観光資源を組み込んだ魅力的な周遊型旅行商品の造成を図るもの。

4 事業概要

(1) ファミツアーの実施

台湾現地旅行会社を招請して県内観光地や宿泊施設等の視察ツアーを実施し、本県を宿泊地とした県内を周遊する旅行商品の造成につなげる。また、ツアーの実施中、旅行会社から適宜意見を聴取し、課題とその解決策の把握を行うとともに、ツアー実施後、旅行会社に対してヒアリング等を実施し、改善点を洗い出して視察先にフィードバックを行うなど、商品造成に向けたブラッシュアップを行う。

(2) 商談会の開催

ファミツアーに招請した現地旅行会社と県内観光事業者との商談会を開催し、旅行商品の造成につなげる。

5 委託業務

上記4に掲げる事業について、企画、提案及び実施を行うこととし、その際の留意事項は次のとおりとする。

(1) 共通事項

ア 招請対象者

- ・ツアーの目的に応じた、旅行商品造成見込みの高い旅行会社を選定の上、提案すること。
- ・招請社数及び招請人数は、6社6名以上及び本県台湾PRデスク担当者1名とすること。なお、招請する旅行会社は、台湾の北部と南部からバランスよく選定すること。
- ・招請対象は、本県を含む旅行商品の造成を行っていることを条件とし、販売催行のみの会社は対象としない。
- ・招請対象は、各社で経営的な判断ができる中堅以上の管理職又は業務従事者とし、会社に正式に所属していない関係者や既に業務から退いている退任者などは含まない

ものとする。

イ 実施時期

令和7年中

(2) ファムツアー

ア 行程

行程案の作成に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・本県定番観光地以外のスポットを含む旅行商品造成を目的としたものとする。
- ・ツアーの行程は県内各地を巡る3泊4日程度のものとする。
- ・訪日台湾人観光客の嗜好や招請社の意向、実際に催行されているツアー内容等を十分に検討の上、目的に応じた魅力的な行程案を提案すること。また、提案書においてツアー訪問先の選定理由を明らかにすること。
- ・県内宿泊施設の視察についても、必要に応じて行程案に盛り込むこと。
- ・行程は受託事業者決定後、提案書を基に本県との協議により決定するものとする。
- ・宿泊施設は、1室1名を原則とし、インターネット環境が整備された施設とすること。

イ 留意事項

- ・往復国際航空券、空港諸税、手配施設入場等に係る費用や実施期間中の経費（交通費、食事代、宿泊費等）は全て事業費に含めること。
- ・日中の行程について、同行する県職員2名分の施設入場料及び体験費用等の経費を事業費に含めること。（移動や宿泊に係る費用は含めない。）
- ・ツアーの円滑な実施のため、必要な人員の配置や通訳の手配を行うこと。
- ・ツアーの実施中及び実施後には訪問先の印象やツアー造成に向けた課題、改善策等についてヒアリング等を実施し、視察先にフィードバックを行うなど、商品造成に向けたブラッシュアップを行うこと。またその内容や改善状況等について9（1）の実施報告書に盛り込むこと。
- ・ツアー実施後適切な時期に、招請社におけるツアー造成状況等に関する調査、ヒアリング等を行うとともに、必要な支援を継続的に行うこと。当該調査、支援等の状況について、9（1）の実施報告書に盛り込むこと。

(3) 商談会

ア 目的

- ・県内事業者と招請社とのつながりを促進する場を提供すること。
- ・招請社に県内観光コンテンツへの理解を深めてもらい、旅行商品の造成につなげること。

イ 実施形式

- ・行程の中で、訪問エリアの県内事業者と招請者が商談できる場を設けること。
- ・目的達成のため、よりよい実施形式を提案すること。

ウ 要件

- ・商談1回当たりの時間は移動時間を含め20分程度とし、招請社1社当たり10事業者程度との交流が行えるようにすること。

- ・必要に応じてエリアの観光協会や自治体と連携を行うこと。
- ・具体的な手法、時間、効果等を提案書に記載すること。
- ・適切な規模の会議室等を確保し、音響、設備等の手配も併せて行うこと。
- ・参加事業者の募集は本県と受託者が協力して行うものとする。
- ・必要な数の通訳を配置し、円滑なコミュニケーションを支援すること。
- ・参加者に対して留意事項の事前周知を行い、当日もスムーズな進行のための情報掲示及び人員を配置するなどして、円滑な運営に留意すること。
- ・実施後、参加事業者に対し、アンケートを実施すること。なお、アンケート項目については事前に県と協議を行うこと。

6 業務に係る留意点

- (1) 委託業務の実施に当たっては、本県の指示に従うこと。
- (2) 委託業務の実施に効果的な企画等がある場合は、提案書に盛り込むこと。
- (3) 事業の実施に当たっては、関連する法令等を遵守すること。
- (4) 事業の実施に当たり知り得た事実又は個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。
また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じること。

7 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

8 委託限度額

4,550,000円以内（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

9 成果物の提出等

- (1) 成果物 実施報告書（A4版）1部
- (2) 提出場所 岡山県産業労働部観光課
- (3) 提出期限 令和8年2月27日
- (4) その他 成果物の作成に当たっては、次の点に留意すること。
 - ①事業の実施状況等を分かりやすく正確に記載すること。
 - ②本事業実施による効果を調査し、取りまとめること。